ふくしまSDGs推進プラットフォーム マッチング支援 実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ふくしま SDG s 推進プラットフォーム設置要綱第3条 第1項第3号に定めるマッチング支援(以下「マッチング支援」という。)の 運用に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 マッチング支援は、会員間の連携を深め、会員同士での課題解決の促進 や新しい取組の創出を図ることを目的に実施する。

(支援対象)

第3条 マッチング支援の対象は、ふくしまSDGs推進プラットフォーム(以下「プラットフォーム」という。)の会員とする。

(マッチングリクエスト)

- 第4条 マッチング支援を希望する団体(以下「マッチングリクエスト団体」という。)は、プラットフォーム事務局(以下「事務局」という。)に(様式1)マッチングリクエストシートを提出する。ただし、マッチング支援を希望する取組の内容は、SDG s 又は本県の課題解決に向けた取組に関する事項に限るものとする。
- 2 事務局は、提出された(様式1)マッチングリクエストシートの記載内容を 確認し、専用ホームページに掲載する。

(マッチングの提案)

- 第5条 マッチングリクエスト団体とのマッチングを提案する団体(以下「提案 団体」という。)は、事務局に(様式2)マッチング提案シートを提出する。
- 2 事務局は、提出された(様式2)マッチング提案シートの記載内容を確認し、 マッチングリクエスト団体へ情報を共有する。

(マッチング)

- 第6条 マッチングリクエスト団体及び提案団体の間における連絡調整、打ち 合わせ、相談等その他の行為は、当事者間で行う。
- 2 当事者間で発生したトラブル、損害について、事務局は一切責任を負わないものとする。

(マッチング報告)

第7条 マッチング支援を利用した団体(以下「マッチング支援利用団体」という。)は、提案団体と連携した取組を実施後、(様式3)マッチング報告書を事務局に提出する。

- 2 マッチング支援利用団体は、事務局から取組状況等について報告を求められたときには、前項に関わらず報告しなければならない。
- 3 当該報告書は原則、ポータルサイトで公開する。非公開としたい情報が含まれる場合は、適宜、事務局へその旨を申し出ること。

(費用)

第8条 マッチング支援の利用に要する費用は、当事者の負担とする。

(秘密保持)

第9条 マッチング支援利用団体は、マッチング支援において知り得た他の会員団体の技術的な情報及び相互の接触交流により知り得た他の会員団体の秘密を第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合はこの限りでない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、マッチング支援の実施に当たり必要な事項は事務局が別に定める。

附則

この要領は、令和5年3月1日から施行する。